

リカの黒人と「公民権法の歴史」（明石書店、1990年）参照⁴³。

(43) 「法の支配によって創設された自由について語る」とは、全員にとっての自由の一般的なスキームについて語ることであり、それは配分の問題を招くことである（Michelman, *Liberties, Fair Values, and Constitutional Method*, in STONE & EPSTEIN (ed.), *BILL OF RIGHTS IN THE MODERN STATE* (1992), at 98。）。

(44) 国家にしか対抗しないとされる憲法上の人権が相互に矛盾し調整が必要となるという事態は、何らかの説明を差し挟まない限り、原理的にはありえないはずである。なお、「国家による自由制限の合憲性検討の際に正当化事由として他者の利益保護を持ち出すことを……実質的に認めるなら……、国家の保護介入が可能だということを既に認めてしまう」となるとして、保護義務の土壤が日本にも存することを指摘するものとして、鈴木隆「ドイツにおける保護義務の基礎——国家理論を援用する見解について——」早大法研論集七六号（一九九六年）一一〇—一一頁注七三。また公共の福祉に関する興味深い再定式として、工藤達朗『憲法の勉強』（尚学社、一九九九年）I章（初出、「國家の地位と任務」法学教室一一二号（一九九八年））、玉蟲由樹「日本国憲法における基本権保護義務論の可能性」憲法理論研究会編『憲法変動と改憲論の諸相』（敬文堂、一九九八年）。

(45) すでに多方面より指摘されているところであるが、なぜ対公権力的なものであるとされる憲法上の人権（の趣旨）が、私法の一般条項の解釈に反映されるのか、根本的な疑問がある。なお、高橋和之による一連の論稿（例えば、高橋「憲法上の人権」の効力は私人間に及ばない」ジヨリスト一二四五号（1990年））を契機に、私人間効力に関する議論が近年活況を呈していること、またそれが憲法と私法との関係論等、議論の広がりを見せており、これは周知のことである。

裁判員裁判の合議体の公共的討議の場としての特質

はじめに

一九〇〇九年五月からわが国で導入された裁判員制度の意義を、公法学及び政治学の領域において昨今きわめて注目されている討議民主主義（*deliberative democracy*）⁽¹⁾理論に基づき、再構成することの論拠及び帰結については、すでに別稿において明らかにした。要するに、この制度は、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上という意義に加えて、国民の公民的徳性（civic virtue）の「陶冶の企て（formative project）」とも解すべきであるとするのが、筆者の基本的な考え方である。

裁判員制度が刑事裁判の過程に一般的の国民の中から選任された裁判員が参加する一つの公共的討議の場を創設するものであるとすれば、裁判員裁判の合議体が公共的討議の場としていかなる特質を有しているのかについて検討する必要がある。

そこで、本稿では、わが国の裁判員制度と諸外国の陪審制度や参審制度との相違点について整理したうえで、討議民主主義理論の観点から評価する。具体的な陪審制度・参審制度のあり方は、国・地域に

柳瀬昇
(信州大学)

より、また、時期により、まちまちであるが、本稿で比較検討する際の対象となる制度としては、最も典型的な制度であるアメリカ合衆国の陪審制度とドイツ連邦共和国の参審制度（いすれも連邦のもの）を取り上げることとする。

一 陪審制度との比較

裁判員制度を陪審制度と比較するとき、その顯著な相違点としては、（一）参加する国民が裁判官とともに合議体を構成し、協働して判断を行うこと（陪審制度においては、陪審員は裁判官とともに合議体を構成せず、独立して、別の事項についての判断を行う）、（二）参加する国民が被告人につき有罪か否かを判断するだけではなく、有罪の場合の刑の量定にも関与すること（陪審制度においては、陪審員は被告人が有罪か否かについてのみ判断を行い、量刑に関与しない）、（三）国民の参加した合議体の判決に理由が付され、上訴が認められること（陪審制度においては、陪審の評決には理由が付されず、また、基本的には上訴は認められない）などが挙げられる。これらについて、討議民主主義理論に基づき評価すれば、次のようなことがいえよう。

（一）裁判員が裁判官とともに合議体を構成し、協働して判断すること

裁判員制度では、裁判官が討議過程に関与するため、一般的国民である裁判員のみによる自由な討議が行いえなくなるという点は否めないものの、裁判官と裁判員との協働の参加の制度であるといふことは、集団極性化を防止する意義があるといえる。⁽³⁾

サンステイン（Cass R. Sunstein）は、その著書『民主主義の制度設計（Designing Democracy）』において、合衆国における陪審の運用に関して、討議の障害の一つである集団極性化（group polarization）が見られることを指摘した。⁽⁴⁾

この集団極性化とは、民主的な討議がなされるべき公共的討議の場が、生産的な討議を行うように訓練されていない討議参加者のみによって構成される場合には、しばしば見られる現象である。多様な意見が共存する場においてこそ、生産的な討議が行われると考えられるが、無作為抽出によって討議参加者を選任すれば、必ずしも討議の場に多様な意見をもつ参加者が集まるとは限らない。特に、討議すべき課題について、何らかの理由で、国民の多数が一定の考え方を支持している場合（例えば、報道機関等による報道によって、ある事件の被告人について、一般の国民の多数が有罪視しており、さらに処罰感情が高められている場合）、討議参加者を国民の中から無作為抽出すれば、社会における多数意見（被告人を有罪であるとし、厳しい刑罰を科すべきだとする意見）に与する者が参加者として選任されやすいであろう。

多数意見に与する討議参加者が討議の場に参集し、討議を行った場合、当該参加者は、自分が妥当であると考えるところの意見が他の参加者の意見と類似していることを確認し、自分の意見がより妥当なものであるとさらに確信するようになり、意見をより強めていくことになる（具体的には、各討議参加者が当初有していた被告人に対する強い有罪予断や処罰感情が、評議を通じて、さらに高められることになる）。それでも、討議の場に異なる意見を有する者が一人でも参加していれば、討議参加者は、自分の意見を反省的に吟味する機会が得られる。しかしながら、そのような反対者が討議の場に存在しな

い場合、均質な討議参加者のみからなる場では、討議参加者は、自説について反省的吟味を行う機会を得ず、討議が深まらない可能性がある。その一方で、たとえ基本的に同じような意見を有する討議参加者から討議の場が構成されたとしても、討議参加者が均質でない場合（例えば、一般の国民の中から選任された裁判員のほかに、真摯な評議を行うよう訓練された裁判官などが参加している場合）、異質な者の参加は、他の参加者に対して反省的吟味を行わせる契機となりうる。

また、サンステインは、『なぜ社会は反対意見を必要とするのか (Why Societies Need Dissent)』において、陪審裁判では、陪審員のみによる評議に同調 (conformity) 効果が生じやすいことを、社会心理学者シェリフ (Muzafer Sherif) やアッシュ (Solomon Asch) らの実験をもとに論証している。均質な参加者が一定の集団で討議を行うことにより同調効果が生じるとすれば、陪審員のみからなる合議体よりも、裁判員と裁判官という異質な二者により構成される裁判員制度における合議体のほうが、より同調効果を減殺させ、実質的な討議を促進するという点で、公共的討議の場として優れているといえよう。⁽⁸⁾

(二) 裁判員が刑の量定の判断にも関与しうる

刑の量定は、有罪か否かの判断とは異なり、一義的に決せられるものではなく、訓練された裁判官でも困難なものであるとされる。とりわけ、わが国のように、法定刑の範囲が広く、宣告する処断刑の決定に広い裁量が与えられている場合、量刑相場における標準科刑を探求し、具体的な量刑の指針とするのが実際的であるとされる。⁽⁹⁾ したがって、その量刑についても関与を求める裁判員制度は、陪審制度と比較すれば、一般的の国民にとって、より困難な作業を強いる制度であるともいえる。⁽¹⁰⁾

しかしながら、有罪と判断した被告人に対してどのような刑罰を科すべきかは、有罪か否かの判断となる。

は密接不可分な関係をなすものであると思われる。裁判への参加を通じた司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上を立法目的とする（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「法」という）一条）ならば、裁判員は、可能な限り、裁判過程の多くの場面に関与することが望ましい。⁽¹¹⁾ 裁判員は、被告人についての有罪か否かの判断を通じて、なぜ被告人が罪を犯したのかなどを検討することになるが、被告人に対する量刑についての判断にも関与できれば、それだけでなく、その被告人をどのように処遇し、どのように社会復帰させていくのかについても討議することができる。つまり、裁判員制度においては、一般的の国民に対して、具体的な事実認定と刑罰法規の適用への関心を喚起するにとどまらず、（個別具体的なものにとどまり、一般的な形ではないにせよ）刑事政策についての検討をも求める」となる。

一方、陪審制度においては、陪審員は被告人が有罪か否かを判断することしかできず、有罪である場合にどのような刑罰を科すべきかの判断は、基本的には裁判官に委ねられている。陪審員は、被告人の処遇に関心をもち、検討したいと考えたとしても、刑の量定に関与する権限が与えられていないため、その欲求は叶えられない。⁽¹²⁾

有罪か否かの判断のみならず、量刑の判断についてまで参加を認めるわが国の裁判員制度のほうが、陪審制度よりも、一般的の国民による討議の対象がより広く、国民参加の制度としてより徹底したものであるといえよう。

(二) 判決に理由が付され、上訴が認められること

陪審制度のように評議の結果に理由が付されない制度の下では、評議過程は、完全に不透明である。⁽¹³⁾ したがって、陪審員がどのような理由に基づき評決を行ったのか（あるいは、合理的な理由なしに評決

を行つたのか)については、陪審員以外には、まったく不明である。

陪審の評決に理由が示されない以上、評議過程において、各陪審員が合理的な理由に基づかない判断を示し、それに基づく評決がなされることを制度的に排除しない。⁽¹⁴⁾他の陪審員の意見を受けて、その意見を真摯に検討することも、自説を反省的に吟味することも、陪審の評議においては行われない可能性がある。そうであるとすれば、陪審制度は、討議民主主義理論に基づく公共的討議の場ではなく、むしろ、選好集計型民主主義 (aggregative democracy) 理論における選好を集約し取引する場としての機能にとどまるともいえよう。

この点、裁判員制度のように、判決に理由が付され公開されるとすれば、判決書に記すべき理由を用意することが必要となり、評議において、合議体は、実質的討議を省略することはできず、畢竟、成熟した討議を行わざるを得なくなるだろう。理由を示さずに評決に至ることは不可能であり、評議参加者は合理的な理由を示したうえで結論を述べることが必然的に求められるようになる。合議体の判決に理由が付されることは、非公開とされる評議室内においても、なお実質的な討議を行うことを外在的に確保すべく機能する点で、討議民主主義理論の観点から評価することができよう。さらに、上訴を認め、理由が明示された判決を含めた第一審たる裁判員裁判での審理が控訴裁判所で事後的に検証されることは、裁判員や裁判官に、より成熟した討議を尽くすよう圧力として機能するであろう。

二 参審制度との比較

裁判員制度を参審制度と比較するとき、その顕著な相違点としては、(一) 参加する国民が無作為に選定され、さらに、裁判所による不選任決定などを経て選任されること (参審制度においては、参審員

は、選定委員会などによって作為的に選任される) や、(二) 参加する国民が一つの事件ごとに選任され、その事件の裁判の終了によってその任務が終了するものであること (参審制度においては、参審員は、一定の期間、その職務に従事する) などが挙げられる。これらについて、討議民主主義理論に基づき評価すれば、次のようなことがいえよう。

(一) 裁判員が無作為抽出を基本として選任されること

参審制度において、通常、自薦や他薦により候補者が選定され、参審員の職務に従事するのにふさわしい人物が選定委員会などにより作為的に参審員に選任されるため、意欲や資質に富む参審員の参加が見込まれる。一方、裁判員制度では、基本的には、裁判員候補者が無作為に選定されるため、職務を行いたくないと考える国民や判断能力が必ずしも優れているとはいえないような国民が裁判員に選任されるおそれがある。⁽¹⁵⁾より公正で適正な裁判を実現するという立法目的を掲げて国民の司法参加の制度を創設するとすれば、無作為抽出を基本とするわが国の裁判員の選任方法は、明らかに望ましいものではない。むしろ、より公正・適正な裁判の実現という観点からは、一般的に、当初から意欲や資質に富んだ参審員の参加が見込まれる参審制度のほうが優れているといえよう。

しかしながら、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上という立法目的を掲げるとき、特に、裁判員制度を公民的徳性の陶冶のための制度として位置づけるならば、裁判の裁定者としてふさわしい国民を選任するのではなく、どのような国民でもよいという発想が基本となるべきだろう。むしろ、当初から意欲や資質に富んだ国民を裁判に参加させるよりも、公共的事項に対し理解しようとする意欲のない国民や、公共的事項への関心を欠き討議能力を十分に具備していない国民こそ、裁判員として参加させること (そして、それを通じて、公民的徳性を陶冶すること) の意義がより大きいともいえる。

したがって、基本的には、どのような国民が選任されてもよいとするわが国の制度のほうが、参審制度よりも、一般的の国民の参加の開放性が高いものであるといえよう。そして、公民的徳性のより低い国民に対しても、公共的討議の場への参加が開かれている点で、公民的徳性の陶冶の制度としては、裁判員制度のほうがより優れているといえる。

(1) 一つの事件ごとに選任されること

一つの事件ごとに選任される裁判員は、常に裁判の素人である。一方、一定期間職務に従事する参審員は、就任直後は、裁判員と同様に素人であるが、複数の裁判に取り組むうちに、裁判官にまでは至らぬとも、刑事裁判の基礎的な知識を習得し、裁判の経験を積むことになる。もともと意欲や資質に富み、さらにより経験を積んだ参審員は、事実上のセミプロフェッショナルの状態になり、その判断は、より公正で適正なものとなりうる。したがって、常に素人の状態である裁判員の参加する裁判よりは、参審員の参加する参審裁判のほうが、より公正で適正なものになりうるだろう。

しかしながら、裁判員制度において、裁判員に期待されているのは、優れた判断能力ではなく、一般の国民の有する健全な社会常識である。裁判の経験を積めば積むほど、一般の国民の中から選任される参審員の思考様式は、一般的の国民のそれから乖離し、裁判官のそれに近づくことになるだろう。一般的の国民の健全な社会常識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨にかんがみれば、経験を積み裁判官に近い思考様式を持つた一般的の国民であっては、裁判に参加させる意義がない。⁽¹⁷⁾

また、参審制度においては、一定期間、同一の目標の下で協働で裁判を行い、相互によく知り合った参審員と裁判官からなる合議体では、集団としての同一化 (group identification) 現象が生じ、十分な討議を徹底することを回避し、早期の結論を求める同輩集団による圧力 (peer pressure) が機能し

うるおそれがある。合議体の構成に変化がなく、同一の合議体が長期間継続して討議を行うと、そりでは、他の構成員におもんぱかった意見形成が行われるようになり、同調が生じやすくなる。⁽¹⁸⁾

一方、わが国の裁判員制度のように、一つの事件ごとの参加とすれば、合議体において集団としての同一化がなされず、同輩集団による圧力は、多くの場合、機能しない。したがって、任期制よりも一つの事件ごとの参加のほうが、より成熟した討議を行うのに適しているといえよう。⁽¹⁹⁾

なお、裁判の長期化は、裁判員の評議への集中力を減殺させるのみならず、評議をなるべく早く終結させようという方向で同調効果が過度に機能し、必要かつ十分な評議が行われなくなるおそれがある。したがって、討議民主主義理論からは、裁判の充実・迅速化が図られなければならないということが規範的に導出される。

おわりに

以上、縷々述べたとおり、裁判員裁判の合議体は、陪審裁判や参審裁判の合議体と比較して、基本的には、公共的討議の場として相対的に優れているといえよう。

もとより、本稿は、裁判員制度と他の国民の司法参加の制度との一般的な優劣を論ずるものではなく、公共的討議の場としての特性についての優劣（より討議的な制度か否か）を論ずるものにすぎない。裁判の質を向上させるという観点や、参加する国民の負担や必要となる費用など、制度としての効率性・合理性という観点からは、また別の評価もありえるであろう。

* 本稿は、平成二一年度科学研究費補助金（若手研究（B）、「共和主義的憲法理論に基づく「民主的司法のディレン

マ」問題の探求』、課題番号：一一七三〇〇一〔K〕による研究の成果の一端である。なお、合わせて、本稿及びその他の拙稿を包含する拙著『裁判員制度の立法学——討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』（日本評論社、一〇〇九年）を参照されたい。

(1) 本稿では、討議民主主義理論について、公共的な事項の検討・決定にあたって、十分な情報に基づく個人の内心における熟慮と他者との間の討議という過程によって形成される選好を重視すべきであるとする民主主義觀と暫定的に説明したうえで、議論を進めていく。もとより、この新しい民主主義理論は、今日ではもはや一言では概括できないほど多様な理論を包摂するものであるが、少なくとも、個人の加工されていない直感的な生の選好を集計し、その最大化を図るべく、公共的な事項が決定されるべきであるとする、多元主義に基づく選好集計型の民主主義（aggregative democracy）理論への対抗理論であるといつては、争いはない。以下では、その理論群のかでも、特に共和主義的憲法觀に基づく討議民主主義理論に依拠して、議論を開いていく」とする。筆者の理解に関しては、拙稿「熟慮と討議の民主主義理論——公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察——」法学政治学論究五八号（一〇〇三年）三六九頁及び同「討議民主主義理論をめぐる議論状況」「慶應の法律学（慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集）公法I」（慶應義塾大学出版会、一〇〇八年）三五頁を参照されたい。

(2) 拙稿「共和主義的展開としての司法制度改革——討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位——」法学政治学論究六七号（一〇〇五年）一六七頁、同「裁判員制度の憲法理論」法律時報ハ一巻一号（一〇〇九年）六二一頁。

(3) 制度設計の段階では、一般の国民が裁判官とともに合議体を構成すると、一般の国民が委縮してしまふ、あるいは、裁判官に議論を誘導されてしまふのではないかなどと懸念し、合議体から裁判官を排除した陪審制度を導入すべきという主張や、合議体における一般の国民の員数をより多く（例えば、裁判官の三倍以上）すぐあとへ主張が見られた。

(4) そのほかにも、適切な情報に基づく討議の確保という意義があるといえる。すなわち、訓練された裁判官とは六二一頁。

異なり、一般的の国民の中から選任された裁判員は、法廷において顕出された適法かつ適式の証拠以外の事情に基づき、心証を形成するおそれがある。一般的の国民である陪審員のみからなる陪審制度では、そのような証拠以外の情報に基づき形成された心証をもつ国民が、自由に議論を行うことになるため、証拠に基づかない裁判が行われる可能性を排除できず（たとえ証拠に基づき評議が行われたとしても、証拠の評価が誤ってなされた場合、陪審員のみであれば、それが矯正されることは期待できない）、あるいは、評議が非公開とされているため、証拠に基づかない裁判が行われたとしても、裁判過程が事後的に検証されぬ」ともない。その一方で、裁判官と裁判員とからなるわが国の裁判員制度の合議体においては、裁判官は、証拠に基づかない裁判を行う裁判員の意見を矯正し、証拠に基づかない議論がなされた場合には、証拠に基づく裁判へと議論を軌道修正することができる。その点は、事実認定過程について基本的には裁判官が関与するとのない陪審裁判よりも、評議における参加者の判断に必要な情報の統制といつて観点かい、裁判員裁判のほうが優れているといふべき。

- (5) Cass R. Sunstein, *Designing Democracy*, Oxford University Press, 2001, p. 36.
- (6) Cass R. Sunstein, *Republic.com 2.0*, Princeton University Press, 2007, p. 60.
- (7) Cass R. Sunstein, *Why Societies Need Dissent*, Harvard University Press, 2003, p. 28.

(8) なお、サンステインは、裁判官やかい同調を行はといふことを論証してゐる（*Ibid.*, p. 166）。わが国においても、従前の裁判官のみからなる合議体で同調効果が生じているとすれば、裁判員裁判の合議体のほうが、従前の裁判官のみからなる合議体よりも、同調効果を縮減であるといふ点に関しては、優れているといえるかも知れない。もとより、裁判官または任命者の所属政党に注目するサンステインの議論が、わが国の裁判官にはそのまま応用できないことと、わが国の従前の裁判において、同調効果が生じているといふことは論証されていないといふことは、留意が必要である。

- (9) 実務上の量刑判断について、現職の裁判官によるものとして、原田國男『量刑判断の実際』〔第三版〕（立花書房、二〇〇八年）。
- (10) 筆者は同意できないが、事実認定についての能力は一般市民と職業裁判官との間に本質的な違いはないが、量

刑については、裁判員の能力を超える問題であると論ずるものとして、石松竹雄・土屋公献・伊佐千尋＝編『えん罪を生む裁判員制度』（現代人文社、一〇〇七年）五八頁がある。また、事件に関する報道が外在的には規制されない状況下では、裁判官と裁判員との評議が実質化しなければ、一般的の国民の中から選任された裁判員の意見は、被告への处罚感情を高めようとする報道機関による情報に少なからず影響されたものにならざるを得ない。裁判員に対して量刑の判断に関与せても、結果的に、報道機関の見解が裁判員の見解という形を借りて裁判に反映される実態にしかならないのであれば、裁判員には量刑に関与させるべきではないとの見解（例えば、制度設計段階の見解ではあるが、五十嵐一葉『刑事司法改革はじめの一歩』（現代人文社、一〇〇一年）一九一二一頁）も首肯しえよう。

(11) とはいっても、裁判員が一般の国民の中から選任されるものである以上、参加が認められる範囲については、必ずと限界がある。この点、法令の解釈や訴訟手続に関する判断は、専門的で複雑な法律判断を必要とすることがある、迅速な判断を求められる場合もあることなどから、裁判員に開放することは望ましくなかろう。

(12) 場合によっては、陪審員は、量刑判断を行う裁判官が被告人に対して重罰を科すことを避けるために、有罪の心証を形成したとしても、敢えて無罪評決を行うことがあるかも知れない。いかなる理由で無罪とされたのかが明らかにされないため、そのようなことは起こりうる。そして、結果的に罪を犯した者に対する無罪評決を行うことは、実体的真実の発見を害することになる。

(13) 陪審の評決に理由が示されないことにについては、棟居快行教授は、次のように説明している。「陪審の評決は、国王の嗜好と同じように、それ自体は何の客観的正当化を必要とするものではなく、したがって、明文での理由づけも必要ない」のである。ここでは、陪審の心証は国王の嗜好と同様に、両当事者の主張の当否に対するリトマス試験紙の役割を果たす。青か赤か、黒か白か、という結果がすべてであって、なにゆえにそういう答えに達したのか、という理由は不要であるばかりか、無意味である。陪審、すなわち社会の平均人がそう感じた、ということそれ自体が、当該評決・判決を正当化するのである」（棟居快行「陪審制の憲法問題」丸田隆＝編『日本に陪審制度は導入できるのか』（現代人文社、一〇〇〇年）一〇頁）。

(14) さらに言えば、陪審員が合意すれば、実質的な討議を尽くさずに、相互に意見を述べ合った後に直ちに形式的な評決を行うことも、決して不可能ではない。

(15) 檢察官及び被告人（またはその弁護人）が作為的に裁判員候補者を排除しうる過程があるものの、それは、きわめて限定的である（法三六条）。

(16) もとより、裁判員制度導入の意義は、あくまで司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上であって、より公正・適正な裁判の実現のためではない（法一条）。

(17) さらに言えば、裁判の質を向上させるためであれば、経験を積んだ参審員（＝セミプロフェッショナルな裁定者）を合議体に参加させるよりも、むしろ、裁判官（＝プロフェッショナルな裁定者）を増員させたほうがよいのではなかろうか。

(18) Sunstein, *supra note* (7), p. 28.

(19) そのほかに、裁判員制度において、裁判員が一つの事件ごとに選任されるという点は、より多くの国民に参加の機会を保障することになり、討議への参加をより開放的なものとする意義がある。この点、たしかに、参審員が任期中に複数の事件を処理する参審制度のほうが、当該参審員個人単位で考えれば、より深く公民的徳性を高めうるという点で優れているといえよう。しかしながら、一事件限りの選任とする裁判員制度のほうが、個人単位ではその顕著な効果が得られないといえ、より多くの国民について公民的徳性を涵養するという点で、社会的には効果が高いともいえよう。特に、わが国のように、本格的な国民の司法参加の制度を経験していない国家においては、限られた少数の国民の司法に対する理解を深く増進させるよりも、より多くの国民に対し一定の理解を得るほうが優先されるべきであろう。そうであるとすれば、より多くの国民に参加を求める裁判員制度における選任のほうが、討議の場をより開放するという観点からは、優れているとも評価しうる（この点、将来的に、学校等における法教育が充実し、あるいは裁判員制度が普及することによって、一般的の国民の司法に対する理解の増進が深まれば、社会的な意義よりも個人に対する教育効果のほうに重点を移すような制度設計の改革案が検討されるべきかもしれない）。

憲法学の最先端 〈憲法理論叢書17〉

2009年10月15日 初版発行 定価は
カバーに表示しております

編 著 憲 法 理 論 研 究 会

発行者 竹 内 基 雄

発行所 (株) 敬 文 堂

東京都新宿区早稲田鶴巣町538

電話 (03) 3203-6161(代)

FAX (03) 3204-0161

振替 00130-0-23737

<http://www.keibundo.com>

印刷／信毎書籍印刷株式会社 製本／丸山製本所

ISBN 978-4-7670-0168-5 C3332